

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和8年2月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	<p>次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父又は母等に児童手当の支給を行う。</p> <p>番号法においては、別表 81及び135の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①父母指定者の届出の受理、審査等に関する事務 ②受給資格者からの認定請求の受理、確認、審査等に関する事務 ③児童手当額の改定請求の受理、審査等に関する事務 ④現況届の受理、確認、審査等に関する事務 ⑤未支払の児童手当の請求の受理、審査等に関する事務 ⑥各種届出の受理、確認、審査等に関する事務 ⑦児童手当等に係る寄附、寄附変更等の申出に関する事務 ⑧受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等、徴収等の変更等の申出に関する事務 ⑨官公署等に対する資料の提供等の求めに関する事務 ⑩子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)の支給に関する事務 ⑪公金受取口座情報の取得に関する事務 ⑫物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務 <p>※②～⑧については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	児童手当システム 宛名システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表 81及び135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく提供省令第2条の表42及び表160の項並びに第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市こども子育て部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 松江市 総務部総務課
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 松江市 政策部デジタル戦略課
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月7日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
[目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
[特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	松江市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に基づき、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うよう指導している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	I-1-② 事務の概要	<p>次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父又は母等に児童手当の支給を行う。</p> <p>番号法においては、別表 81の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>①～⑪</p> <p>※②～⑧については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。</p>	<p>次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している父又は母等に児童手当の支給を行う。</p> <p>番号法においては、別表 81及び135の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>①～⑪</p> <p>⑫物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務</p> <p>※②～⑧については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。</p>	事前	
令和8年2月2日	I-3 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表 81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表 81及び135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条 	事前	
令和8年2月2日	I-4-② 情法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく提供省令第2条の表42の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく提供省令第2条の表42及び表160の項並びに第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条 	事前	
令和8年2月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和8年1月7日	事後	
令和8年2月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和8年1月7日	事後	